

九州・山口地域食の安全安心連携会議設置要項

(名称)

第1条 本会議は、九州・山口地域食の安全安心連携会議（以下「連携会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 連携会議は、九州・山口各県（以下「各県」という。）の食の安全安心に係る総合窓口部署間の連携を促進し、情報の共有を図り、もって食の安全安心の確保に資することを目的とする。

(事業)

第3条 連携会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各県の取組状況に係る情報交換に関する事
- (2) 九州・山口地域食の安全安心行政ネットワークの運営に関する事
- (3) 国内で発生した危機事案の検証に関する事
- (4) 危機発生時の情報伝達訓練の実施に関する事
- (5) その他連携会議の目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第4条 連携会議は、各県の食の安全安心に係る総合窓口担当課・室長（以下「課長等」という。）で構成する。

- 2 連携会議に幹事を置き、幹事は連携会議を代表する。
- 3 幹事は、各県で協議のうえ選出する。

(会議)

第5条 連携会議は、必要に応じ幹事が招集し、議長は幹事をもって充てる。

- 2 課長等は、会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 幹事が必要と認めるときは、課長等以外のものを連携会議に出席させ、意見等を述べさせることができる。

(事務局)

第6条 連携会議の事務局を幹事所在の県に置き、事務局は連携会議の運営等を行う。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年8月5日から施行する。

九州・山口地域食の安全安心連携会議の構成メンバー

県名	部局名	職名
福岡県	保健福祉部	生活衛生課長
佐賀県	くらし環境本部	くらしの安全安心課長
長崎県	県民生活部	食育・食品安全推進室長
大分県	生活環境部	食品安全・衛生課長
熊本県	環境生活部	食の安全・消費生活課長
宮崎県	農政水産部	営農支援課長
鹿児島県	農政部	食の安全推進課長
沖縄県	福祉保健部	薬務衛生課長
山口県	環境生活部	生活衛生課長

(オブザーバー)

九州農政局	消費・安全部	消費生活課長
〃	〃	安全管理課長
九州厚生局	健康福祉部	食品衛生課長